

湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、湧別町が委託を予定する湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託について、豊かな経験、柔軟な発想や卓越した設計能力などを有し、湧別町とともに意欲的に取り組むことができる優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託特記仕様書（案）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
ただし、基本設計業務については、令和7年5月31日までを予定とする。
- (4) 予算規模 240,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署 湧別町総務課庁舎等整備準備室
〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
電 話：01586-2-2112
F A X：01586-2-2511
E-mail：somu@town.yubetsu.lg.jp

3 実施の公表

- (1) 公表方法 湧別町役場掲示場及び湧別町公式ホームページによる
- (2) 公表年月日 令和6年9月20日（金）

4 公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (2) 中止等のお知らせは、湧別町公式ホームページに掲載する。
- (3) 上記の場合においても本プロポーザルに要した費用を湧別町に請求することはできない。

5 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とする。

- (1) 単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 公募の日において、湧別町競争入札参加資格者名簿において、『建築設計』に登録され

ており、道内に本社又は受任者としての支店・営業所がある者であること。

- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑤ 公募の日から二次審査までのいずれの日においても、湧別町競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ⑥ 湧別町暴力団等排除措置要綱（平成25年告示第48号）第3条に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。
 - ⑦ 次の条件を満たす業務（平成25年4月1日以降に完了したものに限る。JVにより履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限る。）の履行実績を元請として有していること。（本社又は営業所の実績も含む。）
 - ア 規模：延床面積3,000㎡以上
 - イ 業務：国又は地方公共団体の庁舎の新築又は改築に関わる基本設計又は実施設計業務
- (2) JVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- ① JVの構成数は、2社又は3社とする。
 - ② JVの構成員の要件
 - ア (1)の①から⑥までの要件を全て満たすこと。
 - イ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ウ 他のJVの構成員として、本プロポーザルに参加する者でないこと。
 - ③ JVの構成員の代表者は、(1)の⑦の要件を満たすこと。
 - ④ JVの構成員の代表者は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。

6 参加の条件

- (1) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (2) 各主任技術者は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備の4分野とし、建築（総合）及び建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士であること。
- (3) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、応募者の組織に所属していること（単体企業の場合はその単体企業、JVの場合は代表構成員の企業に属していること）。
- (4) 管理技術者及び各主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (5) 管理技術者が各主任技術者を兼任していないこと。また、各主任技術者が他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者は、平成25年4月1日以降に延床面積が3,000㎡以上の銀行、本社ビル、庁舎等（令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類の銀行、本社ビル、庁舎等を示す。）の新築又は改築に係る設計業務に管理技術者又は建築（総合）主任技術者として携わ

った実績があること。

- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、湧別町競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(注1) 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等の権限を有する者をいう。

(注2) 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

- (8) 各主任技術者の担当業務範囲は下記の範囲とし、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。

① 建築（総合）主任技術者

令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第1号（以下「告示8号」という。）「設計の種類」における「総合」

② 建築（構造）主任技術者

告示8号「設計の種類」における「構造」

③ 電気設備主任技術者

告示8号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

④ 機械設備主任技術者

告示8号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- (9) 協力事務所（業務の再委託先）について

本業務に関する専門分野（管理技術者、建築（総合）主任技術者が担う業務を除く。）について、協力事務所を加えることを可能とする。

7 募集及び審査の進め方

(1) スケジュール

区分	内容	日程
一次審査	実施要領等の公表	令和6年 9月20日（金）
	参加表明書等に関する質問受付期間	令和6年 9月26日（木）まで
	参加表明書等に関する質問回答期日	令和6年 9月30日（月）
	参加表明書等の提出期限	令和6年10月 4日（金）
	一次審査結果の通知	令和6年10月11日（金）までに発送
二次審査	技術提案書等に関する質問受付期間	令和6年10月21日（月）まで
	技術提案書等に関する質問回答期日	令和6年10月24日（木）
	技術提案書等の提出期限	令和6年11月 7日（木）まで
	二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和6年11月14日（木）
	二次審査結果の通知	令和6年11月18日（月）までに発送
契約予定時期	令和6年12月上旬頃	

(2) 審査の流れ

本プロポーザルの審査は、町による一次審査及び湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計

業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による二次審査の2段階により行う。なお、審査については、別紙「湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）」により行い、両審査とも非公開とし、審査委員との接触を防ぐため委員名の公表は行わない。

① 一次審査

参加表明書等の提出書類に基づき書面審査を行い、評価点合計の上位5者程度を一次審査通過者として選定する。ただし、参加表明者が少数である場合は、一次審査を省略する場合がある。

② 二次審査

一次審査を通過した5者程度から提出された技術提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

8 参加表明書の提出等

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 業務の受注実績調書（様式第2号）
- ③ 配置技術者一覧（様式第3号）
- ④ 配置技術者調書（様式第3-1～3-5号）
- ⑤ 協力事務所調書（様式第4号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 参加表明書等の提出方法

- ① 提出期限 令和6年10月4日（金）午後5時15分まで
- ② 提出方法 持参又は郵送によること。（郵送により提出する場合は簡易書留郵便等とし、提出期限までに必着のこと。）
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
- ④ 注意事項

ア 参加表明書等の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和6年10月9日（水）午後5時15分までに、理由を付した辞退届（様式第10号）を提出すること。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

参加表明書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ① 提出書類 質問書（様式第5号）

- ② 提出期限 令和6年9月26日(木)午後5時15分まで
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
E-mail : somu@town.yubetsu.lg.jp
- ④ 提出方法 質問書を電子メールへの添付ファイルとして、Microsoft Word形式により提出すること。なお、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。
- ⑤ 質問に対する回答 質問に対する回答は、町ホームページにて公表する。

9 技術提案書の提出を要請する者の選定（一次審査）

- (1) 技術提案書の提出を要請する者（以下「技術提案者」という。）の選考は、一次審査で行い、評価要領に基づき評価し、評価点の高い順に5者程度を選定する。
- (2) 審査結果は、令和6年10月11日(金)までにすべての参加希望者へ書面により発送する。なお、技術提案者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内にその理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

10 技術提案書の提出等

技術提案者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 技術提案書(様式第6号) 1部
 - ② 業務実施方針(様式第7号) 25部
 - ③ 特定テーマに対する技術提案(様式第8号) 25部
 - ④ 参考見積書(様式第9号) 1部
- (2) 技術提案書等の提出方法
 - ① 提出期限 令和6年11月7日(木)午後5時15分まで
 - ② 提出方法 持参又は郵送によること。(郵送により提出する場合は簡易書留郵便等とし、提出期限までに必着のこと。)
 - ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
- (3) 技術提案書等の記載要領
 - ① 業務実施方針(様式第7号)

本業務における「業務の理解度・取組体制」「業務の取組意欲」「設計チームの特徴」「設計上の配慮事項(特定テーマに記載する内容を除く)」「その他の配慮事項等」について簡潔に記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)は記載しないこと。
 - ② 特定テーマに対する技術提案(様式第8号)
 - ア 湧別町新庁舎建設等基本計画を踏まえ、下記の特定期間に関する考え方を記載し提出すること。なお、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)は記載しないこと。
 - イ 特定テーマ
 - テーマ1：町民サービス向上につながる庁舎

- ・集約化、効率化した来庁者窓口サービス
- ・ワンストップなどによる行政サービス
- ・業務が集約化された効率的な執務スペース
- ・行政手続きのデジタル化、遠隔化
- ・町民に開かれた議会機能
- ・町政などをつたえる発信機能

テーマ2：誰もが快適で使いやすい庁舎

- ・誰もがわかりやすく、使いやすいユニバーサルデザイン
- ・使いやすく働きやすい庁舎を実現するための執務スペース
- ・情報管理と防犯を考慮した施設整備

テーマ3：防災の拠点となる安心安全の庁舎

- ・災害時の事業継続性と災害対策本部機能の充実

テーマ4：省エネルギー・環境負荷低減を考慮した庁舎

- ・2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)を視野に入れた庁舎
- ・省エネ化推進によるライフサイクルコストの削減
- ・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化を目指した庁舎
- ・木材の利用促進、湧別町らしさを感じさせる庁舎

テーマ5：経済的で合理的な永く使える庁舎

- ・長寿命で、維持管理に配慮した合理的な庁舎
- ・時代環境の変容等に柔軟に対応できる庁舎

テーマ6：小学校校舎改修の提案

- ・基本計画を踏まえ、用途変更を伴う校舎への導入予定機能を反映した施設整備及び活用方法の提案
- ・利用者の導線に配慮した施設利用及び機能配置の提案

テーマ7：その他独自の提案

- ・新庁舎建設等にあたり、テーマ1からテーマ6以外の項目について提案があれば記載すること。

③ 参考見積書（様式第9号）

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

④ 記入上の注意事項

ア 本要領に基づく受託候補者選定のための審査に際して求めるのは、受託業務実施の具体的な方法及び取組のあり方についての提案であり、成果の一部の提出ではないことに留意すること。本要領において求める事項以外の内容を含む技術提案は、これを無効とする場合もある。

イ 主要な文章における文字は読みやすい大きさ（11ポイント以上）とすること。ただし、図版等に係る部分の文字についてはこの限りではない。

ウ 視覚的表現については、文書を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面や模型等を使用してはならない。（「建築設計業務委託の進め方（平成30年5月全国営繕主管課長会議）」P46～P53

を参照)

エ 技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

オ レイアウトや色彩の仕様は自由とする。

(4) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

技術提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

- ① 提出書類 質問書（様式第5号）
- ② 提出期限 令和6年10月21日（月）午後5時15分まで
- ③ 提出先 湧別町総務課庁舎等整備準備室
E-mail : somu@town.yubetsu.lg.jp
- ④ 提出方法 質問書を電子メールへの添付ファイルとして、Microsoft Word形式により提出すること。なお、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。
- ⑤ 質問に対する回答 質問に対する回答は、町ホームページにて公表する。

11 プレゼンテーション及びヒアリング審査（二次審査）

技術提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ① プレゼンテーションは技術提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は35分（プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。
- ② プレゼンテーションは、提出された技術提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配布等は認めないものとする。
- ③ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く。

※プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

（プロジェクターの機種 メーカー：EPSON 型式：EB-1771W）

- ④ ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を含めて4名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。ただし、やむを得ない場合に限り代理の者の出席を認める。
- ⑤ 欠席をした場合は、技術提案書等の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑥ ヒアリング審査の順番は後日通知する。

(2) 実施日及び場所

- ① 実施日 令和6年11月14日（木）
- ② 場所 湧別町上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
（湧別町上湧別屯田市街地318番地 湧別町役場上湧別庁舎隣）

※開始時間及び控え室等は別途通知する。

(3) 審査方法

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、評価要領に基づき技術提案書等について評価を行う。

12 受託候補者の特定

(1) 特定方法

審査委員会は、二次審査における各審査委員の評価点を合計し、合計得点が高い順に最優秀提案者（受託候補者）と優秀提案者（次点者）を選定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和6年11月18日（月）までに技術提案者全員に対し、審査結果を書面により発送する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

(3) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、その結果を公表する

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 提出期限までに技術提案書が提出されない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

発注者は、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、技術提案時の経費見積額調書の見積額と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に次点者と契約を締結することとする。

① 交渉が不調となった場合

② 地方自治法施行令第167条の4に規定される者に該当した場合

③ その他の理由により契約ができなかった場合

(2) 契約保証金 要しない。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 委託金額の支払条件

① 部分払い（令和6年度1回）及び完成払いとする。

- ② 各年度の予算見込額は次のとおりとし、支払額は予算の範囲内で別途定める。

年 度	委託料
令和6年度	65,300千円
令和7年度	174,700千円

15 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びに二次審査の参加費用は、参加希望者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 現地見学（中湧別小学校）を希望する場合は、令和6年9月26日（木）までに湧別町総務課庁舎等整備準備室に電子メールにより希望の旨を連絡すること。
- (4) 契約締結をした参加者から提出された書類等の著作権は湧別町に帰属する。ただし、湧別町と契約締結をしなかった参加者から提出された書類等は技術提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (6) 提出された書類は、参加希望者及び技術提案者に無断で本プロポーザル以外の用に供しない。
- (7) 提出書類はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において、必要があるときは複製する場合がある。
- (8) 町は参加希望者及び技術提案者から提出された書類について、湧別町情報公開条例（平成21年条例第14号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (9) 設計業務を受託した者及びその者と資本及び人事等において関連を有すると認められる製造業者及び建設業者は、本件に関する建設工事を請け負うことはできないものとする。